

★ 特集：土壁不燃認定で広がる左官施工の可能性 ★

寄稿

材料からみた壁土の不燃性能

国立研究開発法人 建築研究所

成瀬 友宏

1. はじめに

令和4年5月31日に、平成12年建設省告示第1400号「不燃材料を定める件」（以下、平12年建告第1400号という。）に土塗壁等に用いられる土（以下、「壁土」という。）を追加する告示が公布・施行された。

本稿では、それに際して行った技術的な検討の経緯として、その背景、建築基準法（以下、「法」という。）の関係規定、壁土の不燃性能について紹介する。

2. 検討の背景

壁土は、昭和25年の法制定時から法第23条において、延焼防止の観点から防耐火性能があるものとして「土塗壁または延焼防止についてこれと同等以上の効力を有する構造」を構成する材料に位置づけられている。平成10年の法改正により、「準防火性能に関して政令で定める技術的基準に適合する土塗壁その他の構造」と改正されたものの、引き続き土塗壁が法第22条で定める区域の木造建築物の外壁の延焼防止性能を有する構造を代表していることが分かる。

近年、このような構造の建築物を飲食や物販店舗、ホテル等の用途へ利用する等、室の用途の変化に伴って土塗壁に内装制限が求められる場合は、壁土が防火材料の告示に例示されていないことから建築確認済証が公布されず、土塗壁をそのまま使用する上で制約となっていた。

これらを背景として、国土交通省平成29年度建築基準整備促進事業課題10（事業主体：一般社団法人建築性能基準推進協会）において壁土の不燃性能について実験的な検討が実施され、不燃材料としての要求性能を満たす仕様が提案された。

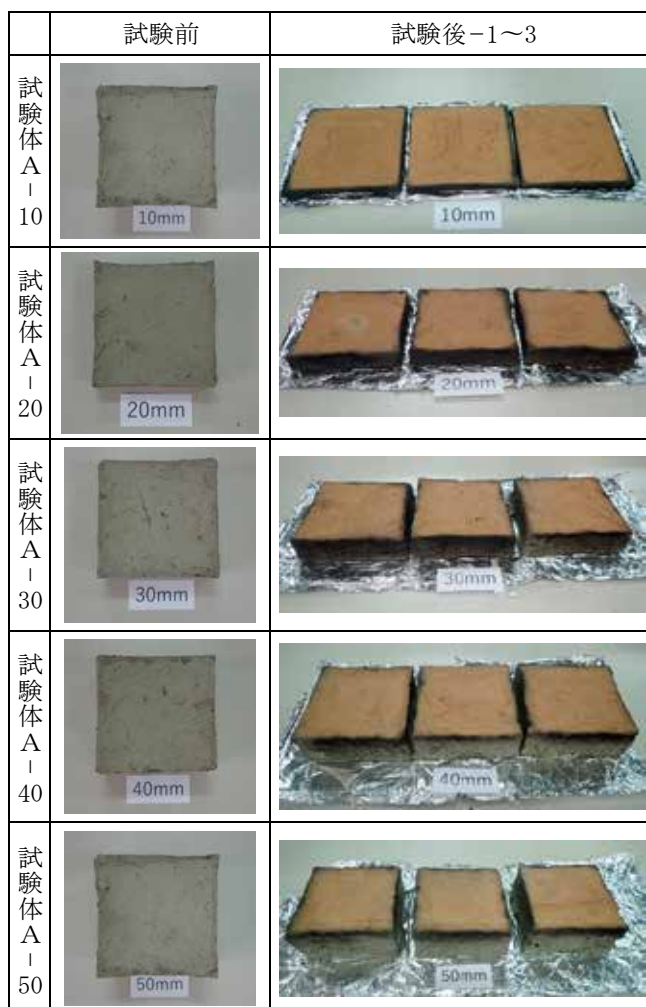


写真1 試験体Aの試験前後の様子

3. 建築基準法の関係規定について

壁土は、平12年建告第1400号に例示されるコンクリート、れんが、石等と同様に、土塗壁を代表とした主要構造部以外にも、壁の屋内外の仕上や天井の仕上げ等にも広く用